

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

## 2 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第3項及び第21条

## 3 改正の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第13条第1項第1号は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引として、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引であって、当該他の特定事業者が既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを規定しているところ、現行の同号の規定では、当該特例の対象となる取引を金融関係取引に限定している。

今般、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、当該特例の対象となる取引に、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加することとする。

## 4 施行期日

公布の日の翌日